

議案第69号

平成26年度新居浜市水道事業会計「その他未処分利益剰余金変動額」の
処分について

新居浜市水道事業会計決算に係る「その他未処分利益剰余金変動額」を次のとおり処分する。

平成27年8月31日提出

新居浜市長 石川 勝行

平成26年度新居浜市水道事業会計「その他未処分利益剰余金変動額」23億6,434万4,602円を資本金に組み入れる。

提案理由

新居浜市水道事業会計決算に係る「その他未処分利益剰余金変動額」を処分するため、地方公営企業法第32条第2項の規定により、本案を提出する。

参照条文

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）抜粋

（剰余金の処分等）

第32条（省略）

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

3、4（省略）